

Best Select IBARAKI

いばらきブランド認証基準要領

1. 目的

この要領は、茨城県内で製造・販売する良質な商品に対し、茨城県商工会連合会（以下「本会」という。）が一定の基準を設け、商品に対する消費者の信頼を高め、その普及と拡大を図りながら、地場産業の振興発展に寄与することを目的とする。

2. 定義

この要領において認証基準とは、商品の原材料、技術、独創性など一定基準を設定し、その基準に適合する商品について認定したものに「いばらきブランドマーク」を与える。

3. 認証申請

- (1) 認証を受けようとする者は、「いばらきブランド認証申請書」(様式1)を商工会に提出し、商工会が認証推薦書(様式2)を添付して茨城県商工会連合会長(以下「本会会長」という。)に申請する。
- (2) 認証を受けようとする者は、商品を製造・販売する事業者で、茨城県内に所在地を有する商工会員でなければならない。
- (3) 申請書は、同一の商品ごとに提出する。
(例) 商品名 大福(苺大福、よもぎ大福、豆大福)は、同一商品(但し、申請書に記載された明細商品のみ)として提出。

4. 認証の審査

- (1) 認証基準等を検討するため、本会の内部に選定委員会を設置する。
- (2) 選定委員会は年4回審査会を開催し、申請内容が認証基準に適合しているか審査する。
- (3) 選定委員会は、本会の専務理事、事務局長、指導部長をもって構成する。

5. 認証基準

認証の適応範囲は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 茨城県内で生産された原材料又はこだわり素材を使用していること。
- (2) 茨城県の伝統技術、独自技術を活用していること。
- (3) 地域の文化や歴史などの資源を活かしていること。

6. 認証の決定

- (1) 申請内容が認証基準に適合すると認めるときは、本会会長が当該申請者に対して「認証書」を交付する。
- (2) 申請内容が認証基準に適合していないと決定した場合は、理由を付してその旨

を当該申請者に通知する。なお、理由に付した事項を改善後、再申請することは妨げない。

7．認証の有効期間及び継続申請

- (1) 認証の有効期間は、申請者に認証通知をした日から1年間とする。
- (2) 有効期間終了後も引き続き更新しようとする場合は、有効期間の終了する30日前までに継続申請を行うものとする。

8．認証マーク

- (1) 認証事業者は、使用料を支払い、当該商品の包装紙若しくは容器等に認証マークを表示する。
- (2) 認証マークの表示に要する経費は、認証事業者が負担する。

9．認証違反に対する措置

認証選定委員会は、次の各号に該当すると認められた場合は、認証を抹消することができる。

- (1) 認証事業者によるマークの不正使用があったとき。
- (2) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (3) その他、この要領に違反する行為があったとき。

10．その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

平成19年5月30日